

「指定福祉用具貸与」
「指定介護予防福祉用具貸与」重要事項説明書

【ケアポート香春福祉用具センター】

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(福岡県指定 第 4079200574 号)

◇◆目次◆◇

1. 指定福祉用具貸与サービスを提供する事業者について.....	1
2. サービス提供を実施する事業所について.....	2
3. 事業の目的と運営方針	2
4. 職員の配置状況	3
5. 営業日及び営業時間	3
6. 提供するサービス.....	4
7. 利用料金	8
8. 搬入と搬出、その他の費用	9
9. 保管及び消毒方法	9
10. 事故発生時の対応	9
11. 身体拘束の禁止.....	10
12. 虐待防止の為の措置	10
13. 苦情の受付について	10
14. 秘密保持	11
15. 個人情報の提供に係る同意	11
16. I C Tに係る同意	11

「指定（介護予防）福祉用具貸与」重要事項説明書

当事業所は、ご契約者様に対する指定福祉用具貸与サービス又は指定介護予防福祉用具貸与サービスの提供にあたり、厚生労働省令第37号第8条に基づいて、当時業者がご契約者に説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1 指定福祉用具貸与サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社よしなが
代表者氏名	代表取締役 吉永 康成
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	〒822-1404 福岡県田川郡香春町大字柿下1302-1 電話：0947-32-8881 FAX：0947-32-8885
法人設立年月日	2004年8月2日

事業者が行っている他の業務

次の事業もあわせて実施しています。

指定訪問介護・指定介護予防訪問介護

福岡県 4079200376号

平成19年9月1日指定

平成25年9月1日指定更新

令和1年9月1日指定更新

通所介護・指定介護予防通所介護

福岡県 4079200368号

平成19年9月1日指定

平成25年9月1日指定更新

令和1年9月1日指定更新

認知症対応型共同生活介護

福岡県 4099200026号

平成25年4月1日指定

平成31年4月1日指定更新

令和1年4月1日指定更新

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	ケアポート香春福祉用具センター
介護保険指定 事業所番号	4079200574 指定福祉用具貸与・平成31年3月1指定 指定介護予防福祉用具貸与・平成31年3月1日指定
事業所所在地	〒822-1404 福岡県田川郡香春町大字柿下1302-1
連絡先 相談担当者名	電話：0947-32-8883 FAX：0947-32-8885 福祉用具専門相談員 佐藤誠
事業所の通常の 事業の実施地域	田川市、田川郡

3 事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

株式会社よしながが開設するケアポート香春福祉用具センター（以下「事業所」という。）が行う指定福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与を提供することを目的とする。

(2) 運営の方針

福祉用具貸与の提供に当たって、事業所の専門相談員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえた適切な福祉用具の選定、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るよう援助を行う。

2 介護予防福祉用具貸与の提供に当たって、事業所の専門相談員は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、要支援者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、要支援者の生活機能の維持又は改善を図る。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者などの地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定福祉用具貸与サービス又は指定介護予防福祉用具貸与サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています

＜主な職員の配置状況＞ ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	業務内容
1・管理者	1	業務統括・指定（介護予防）福祉用具貸与
2・専門相談員	2	（介護予防）指定福祉用具貸与

(1) 福祉用具専門相談員の禁止行為

福祉用具専門相談員はサービスの提供に当たって、次の行為はできません。

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（大掃除、庭掃除など）
- ⑤ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑥ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為
（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑦ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

5 事業実施地域及び営業時間。

営業日	月曜日から土曜日 (但し、8月13日から8月15日、12月30日～1月3日までは除く)
営業時間	9時00分～17時00分

6 提供するサービス

事業所は介護度に従って下表の○を付した福祉用具を貸与します。

福祉用具区分	要支援１・２、要介護１	要介護２・３・４・５
車椅子 ① 自走式車椅子 ② 介助式車椅子 ③ 電動車椅子 ④ シニアカー	×	○
車椅子付属品 ① クッション及びパッド ② 電動補助装置	×	○
特殊寝台	×	○
特殊寝台付属品 ① サイドレール ② 介助バー ③ マットレス ④ テーブル ⑤ 介助用ベルト	×	○
床ずれ防止用具	×	○
体位変換機	×	○
手すり	○	○
スロープ	○	○
歩行器 ① 歩行車 ⑥ 歩行器	○	○
歩行補助つえ	○	○
認知症老人徘徊感知器	×	○
移動用リフト（吊り具の部分を除く） ① 床走行式リフト ③ 固定式リフト ④ 据置式リフト	×	○
自動排泄処理装置（本体部分）	×	○

※要支援１・２、要介護１～３のかたにおけるレンタル対象外商品に関しては、本人の状況によっては利用できる場合があります。

(介護予防) 福祉用具貸与に係る福祉用具の種別

●厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目

(平成11年3月31日厚生省告示第93号)

1 車いす

自走用標準型車いす、普通型電動車いす又は介助用標準型車いすに限る。

2 車いす付属品

クッション、電動補助装置等であって、車いすと一体的に使用されるものに限る。

3 特殊寝台

サイドレールが取り付けられているもの又は取り付けることが可能なものであって、次に掲げる機能のいずれかを有するもの

一 背部又は脚部の傾斜角度が調整できる機能

二 床板の高さが無段階に調整できる機能

4 特殊寝台付属品

マットレス、サイドレール等であって、特殊寝台と一体的に使用されるものに限る。

5 床ずれ防止用具

次のいずれかに該当するものに限る。

一 送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気マット

二 水等によって減圧による体圧分散効果をもつ全身用のマット

6 体位変換器

空気パッド等を身体の下に挿入することにより、居宅要介護者等の体位を容易に変換できる機能を有するものに限り、体位の保持のみを目的とするものを除く。

7 手すり

取付けに際し工事を伴わないものに限る。

8 スロープ

段差解消のためのものであって、取付けに際し工事を伴わないものに限る。

9 歩行器

歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、次のいずれかに該当するものに限る。

- 一 車輪を有するものにあつては、体の前及び左右を囲む把手等を有するもの
- 二 四脚を有するものにあつては、上肢で保持して移動させることが可能なもの

10 歩行補助つえ

松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。

11 認知症老人徘徊感知機器

認知症である老人が屋外へ出ようとした時等、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するもの

12 移動用リフト（つり具の部分を除く。）

床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、身体をつり上げ又は体重を支える構造を有するものであって、その構造により、自力での移動が困難な者の移動を補助する機能を有するもの（取付けに住宅の改修を伴うものを除く。）

13 自動排泄処理装置

尿又は便が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの。

（交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるものをいう。）を除く。）

サービスの提供に当たって

- (1) 提供するサービス内容は、居宅サービス計画及び介護予防サービス計画に沿って作成した福祉用具貸与計画、介護予防福祉用具貸与計画に基づき行います。

サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容

(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)

を確認させていただきます。

被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。

- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。

また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

- (3) 福祉用具専門相談員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。
- (4) 福祉用具貸与計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成します。
- (5) 福祉用具貸与計画の作成に当たり、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。
- (6) 福祉用具貸与計画は、利用者に交付します。
- (7) 福祉用具貸与計画の作成後、当該計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該計画の変更を行います。
- (8) レンタル期間中は、必要に応じて随時点検を行います。

7 利用料金

(1) 福祉用具ごとの利用料金は、当社発行のカタログに記載された料金となります。
レンタル料金の具体的な扱いは次のとおりとなります。

区分	内容	料金	自己負担額
レンタル開始日	1 5 日以前に使用開始	1 か月分の全額	レンタル額の1割
	1 6 日以降に使用開始	1 か月分の1/2の額	
レンタル継続月	1 日から月末まで使用	1 か月分の全額	レンタル額の2割
レンタル終了月	1 5 日以前に使用終了	1 か月分の1/2の額	レンタル額の3割
	1 6 日以降に使用終了	1 か月分の全額	

但し、レンタル契約の開始と終了が1か月以内に行われた場合は、1か月分のレンタル料金お支払いいただきます。

1か月分の1/2の額の小数点が発生した場合は切り捨て金額になります。

例外としてサイドレールを2本貸与の場合は1本を1/2になるように調整金額となります。

(2) 介護保険の適用になる場合（ご契約者が要介護認定を受けている場合）の利用料金は、レンタル料金の1割、2割、3割となります。

但し、介護保険の支給限度額を超えた分については、全額自己負担となります。

(3) 介護保険の適用にならない場合（ご契約者が要介護認定を受けていない場合）の利用料金は、利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。

要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が、介護保険から払い戻されます。

(これを「償還払い」といいます。)

(4) 利用料金のお支払い方法

前記の料金は1か月ごとに計算し、サービス提供の翌月15日までに請求書を発行いたしますので、請求書を受取られた月の末日までにお支払い下さい。

自動口座振替でお支払いの方は、各金融機関指定の振替日に自動口座振替させていただきます。ご入金・自動口座振替の確認ができましたら、領収書を発行いたします。

北九州銀行 本店 普通預金6216429 株式会社よしなが

8 搬入と搬出、その他の費用

①契約に基づく日時に搬入致します。

②搬入時には、利用者の身体・自宅の状況などに応じて福祉用具の組立て調整を行います。

特別搬出入費	福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合 (階段やエレベーターによることが困難でクレーンを使用するなど) は、その措置に要する費用を請求します。 通常の搬出入の場合は、費用請求はしません。
--------	---

③商品の機能、使用方法、使用上の留意事項、それを記載した取扱説明書をご利用者、家族に提示し、十分に説明を行った上で、必要に応じて利用者実際に当該福祉用具をご使用いただきながら、使用方法の説明を実施致します。

搬出

①利用者の希望日時に搬出できるよう、事業所内調整をとり実施致します。

②搬出時、必要に応じて即日点検を行います。

③利用者に補修代金をいただく場合があります。

＊取扱説明書記載内容以外の使用方法の結果、著しい汚れ、または故意と思われる破損、故障にいたる等。

福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合は、それに要する費用については利用者の同意を得て、実費を徴収します。

交通費	なお、自動車を使用した場合は次のとおり請求いたします。 通常の事業の実施地域を越えた地点から、1キロメートルあたり 300円徴収する。
-----	---

9 保管及び消毒方法

①回収された指定福祉用具の保管又は消毒に当たっては、日本ケアサプライに委託し適切な方法により行います。

なお、委託業務が運営基準に従って適切に行われていることを定期的に確認します。

10 事故発生時の対応

①利用者に対する福祉用具貸与サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

②利用者に対する福祉用具貸与サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、誠意をもって対応し、損害賠償を行います。

③事故が生じた際には、その原因を究明し再発防止の対策を講じます。

但し、契約者の故意又は重大な過失が認められる場合は、事業者の損害賠償責任を減じることができるものとします。

11 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

12 虐待防止の為の措置

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の設置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修実施

13 苦情の受付について（契約書第14条参照）

- (1) 当事業所における苦情の受付

○苦情受付窓口（担当者）

ケアポート香春福祉用具センター

電話番号 0947-32-8883

〔職 名〕 福祉用具専門相談員 佐藤誠

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 9：00 ～ 17：00

緊急の場合はこの限りではありません。

行政機関その他苦情受付機関

福岡県介護保険広域連合 田川・桂川支部	所在地 福岡県田川市新町18-7 電話番号 0947-49-1093 受付時間 9:00～17:00
国民健康保険団体連合会	所在地 福岡県福岡市博多区吉塚本町 13-47 電話番号 092-642-7800 受付時間 9:00～17:00
福岡県運営適正化委員会	所在地 福岡県春日市原町 3 丁目 1-7 電話番号 092-915-3511 受付時間 9:00～17:30

14 秘密保持

①当事業所は、サービスを提供するうえで知りえた利用者及びその家族に関する秘密・個人情報については、利用者または第三者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、第三者に漏らすことはありません。

②あらかじめ文章により利用者及びその家族から同意を得た場合は、前項にかかわらず、情報を提供することができます。

15 個人情報の提供に係る同意

利用者及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することもあります。

（１） 医療上、緊急の必要がある場合、医療機関等に個人に関する心身の状況等の情報を提供すること、並びに付随して家族の情報を提供すること。

（２） 介護計画作成及び見直し等を行うサービス担当者会議等において、個人に関する心身状況等の情報を提供すること、並びに付随して家族の情報を提供すること

（３） その他サービスの質の向上を目的とした会議等のために、個人及び家族の情報をを用いること

<個人情報の提供に係る事業所の遵守事項>

（１） 個人情報の提供は、必要最小限とし提供にあたっては、関係者以外に情報が漏れないよう細心の注意を払います。

（２） 当事業所は、提供の同意を得た資料を厳重に管理し、適正な保管に努めます。

16 ICTに係る同意

当事業所における利用される方の情報はインターネットを介して共有され、ID（会員番号）とパスワード（暗証文字）を入力しないとアクセス（情報閲覧）することができないセキュリティ（安全性）が厳重に管理されたサーバー（保管場所）内に保管されます。

クラウドシステム（遠方安全保管装置）を利用して保管されるため、事業所関係者のそれぞれのパソコンやスマートフォンには個人情報が残ることはありません。

この情報を共有するものは、業務にかかわる関係者に限定され、それ以外の人間が情報を知りえることはありません。

また、本人様（や家族）より申し出があった場合には必要に応じて文書の交付その他の適切な方法により情報を提供します。

13・ホームページ及び広報活動への写真の使用に関わる同意

当法人は、法人及び事業所の各種活動や取り組みにおいて、広報や宣伝をはじめ広く情報を発信するにあたり、利用者様・ご家族様の写真（顔写真含む）を使用させて頂く場合があります。

「個人情報に係る同意」において、サービス提供等に関しての個人情報の使用について同意をいただいておりますが、写真は肖像権を含む重要なプライバシーであることから、本説明において利用者様・ご家族様の写真の使用についての同意を頂きたくご説明します。

【写真を使用させていただく場合が想定されるもの】

- 1・事業所における利用者様及びご家族様等への通信（ケアコラボ内の集合写真等）
- 2・法人・事業所のパンフレット
- 3・法人・事業所の広報活動（ホームページ・インスタグラム等）
- 4・法人・事業所の関係協力機関（主治医、薬局、訪問看護等）の連携
- 5・上記1～4に付属する紙媒体又は電子媒体での広報宣伝

*写真を掲載させて頂く際には利用者様・ご家族様の氏名が特定されないことがないように配慮します、

*同意を頂いた利用者様・ご家族様の写真を使用する際に、写真仕様の同意を頂いてない方が含まれる場合は、同意を頂いてない方が特定されないことがないように加工する等の配慮を致します。

*本説明の同意の有無は、法人事業所のサービス利用契約及びサービス提供に影響を与えません

法人内・利用者様・ご家族様への写真使用について （ 同意 ・ 同意しません）

法人外の広報活動・ホームページなどでの使用について （ 同意 ・ 同意しません）

指定福祉用具貸与サービス又は指定介護予防福祉用具貸与サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき説明を行い交付しました。

指定（介護予防）福祉用具貸与事業者 株式会社よしなが
指定（介護予防）福祉用具貸与事業所 ケアポート香春福祉用具センター

説明者職名 福祉用具専門相談員

氏名 佐藤 誠

(事業所)

ケアポート香春福祉用具センター

〒822-1404 福岡県田川郡香春町大字柿下1302-1

管理責任者 吉永康成